北上中学校建替基本計画

令和4年8月 北上市

目 次

目	欠··	•••••		I
第 1	章	計画の	D目的 ······	1
第2章	章	計画象	条件の整理	2
2.	- 1	北上市	iのなりたち	2
_	_		 画の確認	
_			上位計画の整理	
2.			での機能調査	
_			中学校の所掌事務	
		3 – 1		
2 -	-4	既存施	:設状況調査	
_			既存施設の概要	
		4 – 2		
	2 –	4 – 3		
	2 –	4 – 4		
	2 –	4 – 3	生徒数の推移見込み	16
	2 –	4 – 5	構成諸室	17
	2 –	4 – 6	現地状況	26
	2 –	4 – 7	記念品等について	29
	2 –	4 – 8	部活動について	30
2 ·	- 5男	敷地の棚	既要	31
	2 –	5 – 1	土地利用規制の確認	31
	2 –	5 – 2	敷地の課題	40
第3章		₩ ₩	プランの策定	
≯ 70 - 2 - 1	7	144.14ロン	・ フンの来足	40
3 -	- 1	施設規	模	43
	3 –	1 – 1	施設規模算出の方針	43
	3 –	1 – 2	延べ床面積の算出	43
	3 –	1 – 3	構成諸室の計画	44
	3 –	1 – 4	諸室面積の算出	45
	3 –	1 – 5	体育施設の計画	47
	3 –	1 – 6	建替後の施設規模まとめ	48
3 -	- 2	建物面	· 图像封	49
	3 –	2 – 1	工事期間の設定	49
	3 –	2 – 2	検討項目	49

3 –	3 核	负討方 釒	†	50
3 –	4 基	基礎的象	条件	51
第4章	移	蘇費	用及び財源調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 56
4 –	1 訴	調査のプ	5針	56
4	1 – 1	- 1	都市政策的視点に関する調査	56
4	1 – 1	- 2	立地候補地の選定に関する調査	56
4 –	2 財	才源等 記	問査	57
4	1 – 2	- 1	エコスクール	57
4	1 – 2	. – 2	エコスクール以外の各省庁の支援措置について	63
第5章	基	本設	計受託者選定の方針	· 67

第1章 計画の目的

北上中学校は、1957年に建築され老朽化が顕著であり、諸室の設備や機能配置の見直しが必要となっている。また、東陵中学校は、1993年に建設された施設で築28年が経過しており、大規模改修の時期が近づくとともに、生徒の減少が進んでいる。このような状況を踏まえて、市では北上中学校・東陵中学校と統合し、統合後の校舎については生徒数が多く今後も長く使われる見込みであることから新たな校舎へ建替を行うこととしている。

学校建設にあたっては、地域の特徴を踏まえ、国が示す「中学校施設整備指針」における新しい時代の学びの場として、教育環境の向上、地域との連携、安全性の確保、省エネルギー脱酸素社会の貢献とともにライフサイクルコストなどを考慮した施設整備を行う必要がある。

このことから、統合北上中学校建設における形状及び工程パターンの検討や経済比較を行うことにより、最適な建替プランを検討するため、基本計画を策定するものである。

第2章 計画条件の整理

北上中学校の建替に向けて、全国の統合等による改築・建替が行われた中学校の例を整理するとと もに、既往資料から現在の北上中学校及び東陵中学校の現況(各種教室・機能・体育館校庭等)の面 積や内容を整理し、条件や課題を整理する。

2-1 北上市のなりたち

北上市は平成3年4月1日、北上市、和賀町、江釣子村の3市町村が合併し、面積437.55 km、人口8万3千人余りを擁する県下第2の都市として誕生した。人口は合併後順調に増加していたが、平成17年の94,321人をピークに合併後初めて減少に転じ、平成27年には93,511人、現在では92,119人(令和4年4月末日現在)となっている。

地勢は、岩手県央から南部に広がる北上盆地の中央に位置し、中央部に北上平野、東部に北上山系の丘陵地、西部に奥羽山系が連なり、北上川と和賀川が合流する肥沃な田園地帯の広がる豊かな自然に恵まれた場所に位置している。東日本の太平洋側気候区に属しているが、奥羽山系と北上山系に挟まれているため内陸性の気候の特性とともに、日本海側の気候の影響を受けやすく、積雪量も比較的多い。

歴史的には、仙台藩と盛岡藩の境にあった当地は、南北を走る奥州街道沿いの宿場町として発展しており、寛永年間(1624~1644)には舟運が始まり、北上~盛岡間を結ぶ小型の小操船と、北上~石巻間を結ぶ大型の艜(ひらたぶね)の積み荷を入れ替える重要な中継港として栄えた。明治から昭和にかけては、鉱山開発や馬市などが盛んになり、宿場町としても発展していく。そんな環境が人々を受け入れるおもてなしの風土を育み、現在も続く他地域との活発な交流や企業誘致にも繋がっている。

都市基盤としては、昭和50年代(1970年代後半)から東北新幹線、東北縦貫自動車東北横断自動車道釜石秋田線等の高速交通体系の整備が進み、新幹線で首都圏と最短2時間16分で結ばれるなど、「北東北の十字路」を形成している。市内には工業団地等が10か所あり、なかでも北上工業団地は昭和30年代後半から事業を開始した県内で最も歴史のある団地で、「工業都市・北上」のシンボルとなっている。

産業としては、広大な北上盆地の中央に位置する本市は、水稲を基幹とし、野菜、花き、畜産など、様々な農産物の生産に取り組んでいる。また、工業では、岩手県内では最も早い時期から企業誘致に取り組んできた結果、現在は半導体や自動車のほか、機械、パルプ、食品、医薬品など、幅広い業種の企業が立地する県内トップクラスの工業集積を誇る都市に発展している。

まちづくりの基盤としては、市民との「協働」を位置付け、平成 18 年に県内初となる「北上市まちづくり協働推進条例」、平成 24 年には「北上市自治基本条例」・「北上市地域づくり組織条例」を制定し、これらまちづくり関係条例により、本市独自の市民協働と地域特性を活かしたまちづくりを進めている。

また、令和2年度に策定した北上市総合計画2021~2030のもと、まちづくりの将来像を「"うき

うき""わくわく"するまち北上」とし、子どもから大人まで、それぞれのライフステージを楽しく過ごし、多くの市民の笑顔あふれる"うきうき"するまち、新しいことに挑戦する人や企業を応援し、「挑戦するなら北上市」として市内外から認められる"わくわく"するまちの実現を目指し、「ひと」「なりわい」「くらし」「しくみ」の4つの基本目標を定めまちづくりに取り組んでいる。

本計画に関係する基本目標「ひと」においては、「未来に輝く、未来を創る人づくり」として、「子育て世代に選ばれる北上市」を目指して、安心の医療・良好な住環境・職住近接が一体となったメリットを活かし、本市独自の理想的な子育て環境を提供して定住促進を図り、"未来に輝く人づくり"につなげるとともに、充実した教育環境や豊かな生涯学習を通じ、生涯にわたって郷土文化を愛する「心」と、多様性社会において自らの道を切り拓き続ける「力」を備えた、北上市の"未来を創る人づくり"を進めることとしている。



【北上市の気候】





令和3年には記録的な大雪により、農業用施設 をはじめ建物に大きな被害を受けた。

2-2 上位計画の確認

2-2-1 上位計画の整理

本基本計画は、第3期教育振興基本計画、岩手県教育振興計画(2019年度~2023年度)、北上市総合計画(2021~2030)、市教育振興基本計画(第3期)等の上位・関連計画を踏まえて策定するものとする。以下に、各上位・関連計画の要約を示す。

(1) 第 3 期教育振興基本計画(国) (2018 年度~2022 年度)

教育振興基本計画は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に示された理念の実現と、我が国の 教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府が策定 する計画であり、平成 30 年 6 月に第 3 期の教育振興基本計画が閣議決定された。

同計画では、下記の5つの基本的な方針が示されている。

<5つの基本的な方針>

- ア 「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」
- イ 「社会に持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」
- ウ 「生涯学び、活躍できる環境を整える」
- エ 「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」
- オ 「教育政策推進のための基盤を整備する」

(2) 岩手県教育振興計画(2019年度~2023年度)

この計画は、国の第3期教育振興基本計画を踏まえ、岩手県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定されたものである。

「学びと絆で夢と未来を拓き社会を創造する人づくり」を基本目標に、「学校教育」と「社会教育・家庭教育」を二つの柱として、それぞれの「目指す姿」の実現に向け、教育関係者等の力を結集してその実現に一体となって取り組むとされている。

ア 「学校教育」における目指す姿

子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付ける。

イ 「社会教育・家庭教育」における目指す姿

県民が、主体的・相互的に連携し、助け合うことにより、家庭の教育力の向上に努めるとともに、 地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく 学び、生き生きと生活する。

(3) 北上市総合計画(2021年度~2030年度)

地方自治法に基づき、本市が策定した行政運営の総合的な指針となる計画であり、教育については、以下のように定めている。

郷土を愛し、未来を切り拓き、人生を輝かせる力を備えた人づくりに向けて、子どもたちが時代の変化に対応し、しっかりと生き抜く力の基礎を身に付けることができる学校教育を目指し、児童生徒 一人ひとりの成長に応じた最適な教育環境を学校・家庭・地域が協力して提供する。

ア 変化する社会を生き抜く「知・徳・体」の育成

国籍、心身の状態、家庭環境等を問わず、すべての児童生徒の「知・徳・体」を育てるため、豊かな自然、伝統ある郷土文化等、地域の様々な資源を活かし、教育機関との連携を図りながら、充実した学校環境を展開する。

また、学校給食による食育を推進し、子どもたちが積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全な生活を送る基礎を培う。

イ 最適な教育環境の構築

安全で安心の質の高い教育環境を整備するとともに、社会に開かれた学校づくりを進め、地域全体で子どもたちの学びを支える環境を整えていくため、学校と地域の連携・協働体制を構築する。

<重点的取り組み>

●確かな学力・グローバルな人材の育成

主体的・対話的で学びの視点から授業改善に取り組み、言語能力の育成・プログラミング教育・理数教育等の充実を図る。また、外国語や科学に触れる機会の充実を図り、英語力と科学力の向上に取り組む。

●不登校児童生徒への対応

不登校児童生徒の個々の状況を把握した上で、不登校児童生徒やその保護者の心情に寄り添い、適 切な学習支援及び相談に乗る。

●地域との連携による学校教育の推進

円滑で効果的な学習運営や、地域資源を活かした人材育成に向けて、コミュニティ・スクール(学校 運営協議会制度)を導入し、学校と地域が一体となった学校づくり・人づくりを推進する。

●教育環境の整備

学校校舎の長寿命化や建替を計画的に進める。また、将来にわたり、子どもたちにとってより良い 教育環境を確保し学校教育の充実を図るため、地域と協議を進めながら小中学校の適正規模化・適正 配置を進める。

(4) 北上市教育振興基本計画(2021年度~2030年度)

本市では、2021 年から向こう 10 年間の教育振興基本計画を策定しており、市民と一体となって計画の推進を図るため、教育の現状と課題を分析したうえで、基本目標と基本方針を以下のように定めている。

ア 基本目標 - 未来に向かい 自ら学び 地域を互いに支える人づくり-

「未来に向かい」

人口減少、少子高齢化や情報化社会の加速といった社会環境の変化に対して、課題を明らかに し、未来に対応できる教育を進める必要がある。

「自ら学び」

変わりゆく社会環境に対応するためには、知識を手に入れ、自らの考え方、生き方を模索する必要があり、主体的な学びが重要である。

「地域を互いに支える」

持続可能な社会の実現には、互いを尊重した人と人との関係構築、パートナーシップが不可欠であり、互いに支え合う考え方を育てる必要がある。

イ 基本方針1 -郷土に誇りを持ち、未来に向かう人づくり-

地域の資源である郷土文化を愛し、未来を切り拓き、人生を輝かせる力を備えた人づくりに向けて、子どもたちが時代の変化に対応し、しっかりと生き抜く力を身に付けることができる学校教育を目指し、すべての幼児・児童生徒の成長に応じた最適な教育環境を、学校・家庭・地域の協働体制をもとに提供する。

ウ 基本方針2 - すべての人が活躍できる環境づくり-

いつでも誰でも生涯学習、文化芸術及びスポーツを楽しむことができる環境の整備を推進することより、郷土愛の醸成と地域の活性化につなげるとともに、生涯学習やスポーツ活動に自主的・主体的 に関わっていく社会を形成する。

2-3 中学校の機能調査

2-3-1 中学校の所掌事務

北上中学校及び東陵中学校に関わる教育部学校教育課、総務課、学校給食センター等に係る主な所 掌事務は次の通りとなっている。

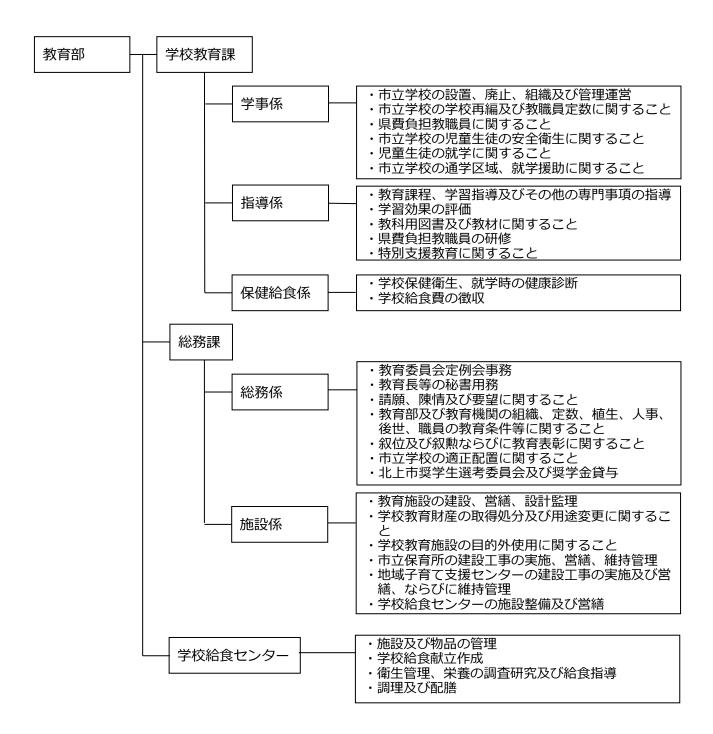


図 教育部の所掌事務

2-3-1 新機能調査

文部科学省は学校教育を進めるうえで必要な施設機能の確保を目的として、平成4年に「小学校及び中学校施設整備指針」を示し、これまでに社会の変化と学習指導要領の改訂に合わせて指針の改定を行っている。中学校においては平成29年に新学習指導要領が告示され、令和3年から全面実施されている。これに合わせ、「中学校施設整備指針」は令和4年に改訂されている。以下には施設整備指針」は関連する報告を主とし、中学校建替において重要であると考えられる施設機能について整理した。

○「中学校施設整備指針」(令和4年文部科学省)より抜粋

第1節 学校施設整備の基本的方針

- 1. 高機能かつ多機能で変化に対応しうる弾力的な施設環境の整備
- 2. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- 3. 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

第2節 学校施設整備の課題への対応

- 第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備
 - ・多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設
 - ・ICT 環境の充実
 - ・理科教育の充実のための施設
 - ・国際理解の推進のための施設
 - ・総合的な学習の推進のための施設
 - ・特別支援教育推進のための施設
 - ・義務教育学校等における施設

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

- ・生活の場としての施設
- ・健康に配慮した施設
- ・地震、津波等の災害に対する安全性の確保
- ・安全・防犯への対応
- ・施設のバリアフリー対応
- ・環境との共生
- ・カウンセリングの充実のための施設

第3 地域と連携した施設整備

- ・学校・家庭・地域の連携・協働
- ・学校開放のための施設環境
- ・複合化への対応

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

- ・総合的、長期的な視点の必要性
- ・施設機能の設定
- ・計画的な整備の実施
- ・長期間有効に使うための施設整備の実施
- ・関係者の参画と理解・合意の形成
- ・地域の諸施設との有機的な連携
- ・整備期間中の学習・生活環境の確保

○「これからの小・中学校施設の在り方について」(平成31年文部科学省)より抜粋

1. 新学習指導要領への対応

新学習指導要領では「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」といった新たな観点の追加に加え、目指す資質・能力として知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等が明確化、社会と連携・協働しながら必要な資質能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現などが示された。施設整備においては、多様な学習形態に対応できるオープンスペースの確保や、家具、発表を行うことのできるラーニングコモンズの整備、図書館とコンピュータ室の融合のほか、普通教室においても学習形態に応じた利用が可能な空間にすること、ICT活用のしやすい環境を整備することなどが重要である。

2. ICTを活用できる施設整備

ICT 環境の整備は遠隔教育の推進や先端技術による児童生徒の学習状況に応じた教育ニーズの充足など EdTech (※) の活用と、情報活用能力の育成としてのコンピュータを活用した学習活動の充実の観点からその必要性が指摘されている。具体的な施設整備においては普通教室への大型提示装置の設置や、タブレット端末の収納充電場所の確保、電子機器の使用を前提とした教室の明るさ・広さについても検討を行うことが重要である。

※教育 Education × 技術 Technology

3. インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供は、地方公共団体にも求められており、加えて特別支援学校に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒数は大幅に増加しており、日常的な医療ケアを必要とする児童生徒数も増加している。障害の有無にかかわらず、子供たちが一緒に学ぶために、昇降口や特別支援級の配置に工夫を行い、円滑な移動と交流が生まれやすい動線を確保するなど施設整備におけるインクルーシブ教育システムの基礎構築が重要である。バリアフリー化の推進のほか、落ち着いて勉強ができるスペースやクールダウンできるスペース、外国人児童生徒に対する個別サポートができるスペースなどの確保が有効である。また、特別支援教育で児童生徒数や状況に大きな変動があるため、

必要に応じてスペースを再設定できる自由度の高い空間の確保が有効である。

4. 教職員の働く場としての機能向上

教職員の執務環境として、授業の準備や研修、校務を行うことができるよう、基本的な機能の確保を行うことが重要である。チーム学校による学校運営のため、打ち合わせや作業など多目的に利用可能な共有スペースの確保や冷暖房、リフレッシュが可能なスペース等の設置により、施設面で働きやすい環境を確保する。ICT 環境の整備においては電源や配線について配慮を行い乱雑なものにならないようにするほか、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務」の設置なども考えられる。

5. 地域との連携・協働の促進

社会に開かれた教育課程の実現やチームとしての学校運営の為、多様な人材の参画を推進する。施設整備の面では保護者や地域住民などが集まることのできる執務スペースや作業スペース、情報交換のできるスペースの確保が重要である。この時、情報の管理に留意する。

公共施設の老朽化や財政状況などから、学校施設と公共施設の複合の動きが見られつつある。複合化 を図る場合には学習環境の高機能化や多機能化や地域を感じられるデザインを取り込むほか、利用形態 に合わせた安全性の確保や防犯機能の確保が必要である。

6. 学校施設の機能向上

さまざまな自然災害の頻発、甚大化を受け、校地の選定においてはそれらに対する安全性の確保が、 また構造物の耐震化に加え、天井など非構造部分を含めた安全性の確保を行うことが重要である。効果 の高い断熱材の導入により省エネの実施方法を周知する。また、ほとんどの公立学校が避難所の指定を 受けていることから、設備面では車両等の通行幅の確保や作業スペースの確保を行う。そのほかエコス クールや避難場所としての防災機能を備えた学校施設を実寸大の教材として活用する。

7. 変化に対応できる施設整備

教育活動及び地域拠点としての役割が変化していくことに備え、増築や改修、長寿命化等が可能な配置計画とするほか、区画や仕上げ等についても変更が可能なものとすることで長きにわたり建物を活用できる計画とすることが重要である。

○その他今後の中学校教育で重要となると考えられるトピック

Society 5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会を経て、新たに迎えるサイバー空間とフィジカル空間の融合によって経済発展と社会的課題の解決を図る社会のこと。子どもたちの個別の可能性を引き出すとともに協働的な学びを実現するためには特定の目的のみへの利用にとどまらない、多目的で特色のある学校施設整備が求められる。

・ギガスクール構想、DX

ギガスクール構想は児童生徒の持つ一人一台の端末と通信ネットワークの活用によって、個別最適化され、資質・能力が確実に育成できる ICT 環境の実現を目指す構想である。加えて、これまでの教育実践と ICT のベストミックスを図り、教師と児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的としている。現状、一人一台の端末配布がなされている一方で、机の大きさが原因で教材を自由に広げることができないとの報告や、机間指導が困難になったとの指摘もされている。端末利用による課題の解決も必要である。

・少人数学級化

現在、中学校の学級人数は1学級あたり40人以下であるが、これを35人以下とすることを目指す少人数化の動きがある。小学校では令和3年に35人学級が認められ、段階的に35人以下の学級へと移行している。中学校では少人数化は見送られたものの、今後同様の動きがみられる可能性がある。

・心のケア、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラーは児童生徒やその保護者、教職員に対するカウンセリングのほか、研修や講話を行う。スクールソーシャルワーカーは児童生徒がおかれるさまざまな環境に働き掛けるほか、学校内外の枠を超え、関係機関等とのコーディネートを行い、課題解決を図る。

・ポストコロナにおける実空間としての学校施設

学校は学習機会と学力を提供する場であるだけでなく、安全・安心な場の提供や社会性を育む場であることがコロナ禍を経て再確認された。衛生面での安全の確保に加え、集まり、学びあう場として施設整備を行う。

・学びのスタイルの変容

一人一台の端末配布や校外との協力、個性の尊重などにより、これまでの黒板を使用した一斉授業から学びのスタイルが多様化している。教科にとらわれない学びなど、学びの変化に合わせて教室そのものにも変化の余地が見られる。

・SDGs、環境教育

令和2年には当時の内閣総理大臣である菅総理によって脱炭素社会の実現が宣言された。また2030年までを目標期間とした国連の持続可能な開発目標(SDGs)も存在する。一部の学校においては環境負荷の低減とその発信を行うことを目的としたエコスクールが整備され、太陽光発電設備の設置や、木材の活用、雨水タンクの設置や校庭の芝生化などが行われている。

· STEAM 教育 (STEAM: Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics)

これまでの文理の枠や学問領域を超え、指導する枠組み。複雑に関係する現代社会の問題を複数の教 科・領域固有の知識や考え方を統合的に働かせて解決する学習である。目的は大きく二つ上げられ、科 学・技術分野や革新・創造に特化した人材の育成と、市民としてのリテラシーの育成がある。文部科学 省は STEAM 教育が高度な内容であることを踏まえ、高等学校において重点的に取り組むべきものとし たうえで、幼児期から中学校までの教科横断的な学習や探究的な学習、プログラミング学習なども重要 であるとしており、学習の状況によっては STEAM 教育に取り組むことも考えられるとしている。

- ・グローバル化
- ・いじめ、不登校
- ・キャリア教育
- ・働き方改革
- ・ギフテッド教育

2-4 既存施設状況調査

2-4-1 既存施設の概要

1) 北上中学校

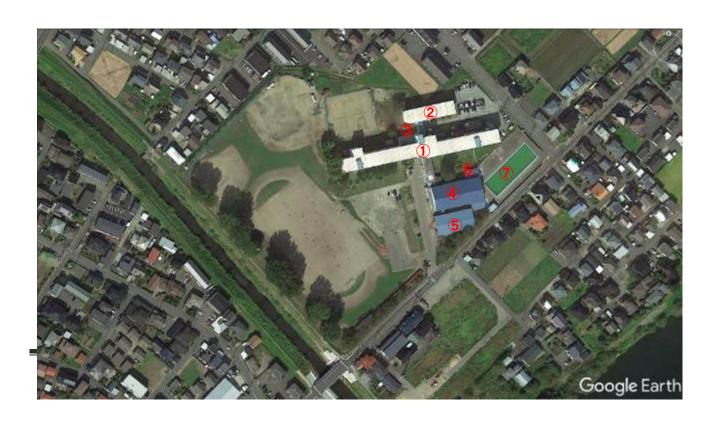
所在地 北上市黒沢尻一丁目 1-1

校地面積 44,373.00 ㎡

共用開始日 1958年3月1日

施設	施設名	主体構造	階数	建築年度	築年数	耐用年数	残存年数	延床面積(㎡)	
1	校舎(普通教	鉄筋コンク	3	1957	63年	47年	0年	4,808.00	
	室)	リート造							
2	校舎(特別教	鉄筋コンク	2	1963	57年	47年	0年	862.00	
	室)	リート造							
3	校舎(渡り廊	鉄骨造	2	1961	59年	31年	0年	72.00	
	下)								
4	体育館	鉄筋コンク	1	1958	62年	47年	0年	1,352.00	
		リート造							
5	柔剣道場	鉄筋コンク	1	1975	45年	47年	2年	465.00	
		リート造							
6	プール機械室	鉄骨造	1	1970	50年	31年	0年	21.00	
7	プール	鉄筋コンク	-	1969	51年	-	-	871.00	
		リート造							
	(合計) 8,451.00								

※築年数の基準日 2021 年 3 月 31 日



2) 東陵中学校

所在地 北上市立花1地割8

校地面積 39,966.88 ㎡

共用開始日 1994年1月1日

施設	施設名	主体構造	階数	建築年度	築年数	耐用年数	残存年数	延床面積(㎡)
1	校舎	鉄筋コンク	3	1993	25年	47年	22年	3,688.00
		リート造						
2	体育館	鉄骨造	2	1993	25年	34年	9年	1,429.00
3	部室	木造	1	1993	25年	22年	0年	72.04
4	屋外倉庫	木造	1	1996	22年	15年	0年	29.81
	(運動場南)							
5	プール更衣室	鉄筋コンク	1	1995	23年	47年	24年	140.00
		リート造						
6	プール	FRP	-	1995	25年	-	-	375.00
							(合計)	5,733.85

※築年数の基準日 2021 年 3 月 31 日



2-4-2 耐震調査

1) 北上中学校

耐震診断対象施設: No.1 校舎(普通教室)、No.4 体育館

主体構造:鉄筋コンクリート造

耐震診断実施年月日:平成17年11月

耐震診断の結果: 平成 17 年の耐震診断で両対象施設に NG の判定がでたが、平成 22 年 1 月の改

修工事により、以下の通り耐震性を確保した。

No.1 校舎(普通教室) Is 値 0.71、CTU・SD 値 0.72

No.4 体育館 Is 値 0.71、 q 値 1.37

2) 東陵中学校

新耐震基準で建設されたことから、耐震診断は未実施

2-4-3 設備劣化調査

○特殊建築物(建築基準法§12.1)定期報告(R02.11 調査)

1) 北上中学校

建築物の安全な使用に支障のある事項が報告

2) 東陵中学校

改善が必要な事項が報告

2-4-4 その他の留意すべき施設状況

Oアスベスト

1) 北上中学校

アスベスト定性分析 (R4.2) の結果、6 検体中4 検体(校舎2 検体、屋内運動場1 検体、特別教室棟1 検体)の塗装から検出された。

2) 東陵中学校

調査未実施

OPCB

1) 北上中学校

対応済

2) 東陵中学校

対応済

〇地盤状況

北上中学校に隣接する牡丹橋における地質調査実施済。

2-4-3 生徒数の推移見込み

①生徒数の変化

学校名	年度	H29	R3	R4	R7	R15
	生徒数	562	582	613	537	473
北上中学校	学級数	17	17	18	16	14
±7±+124±	生徒数	128	87	102	95	57
東陵中学校	学級数	6	3	3	3	3
∧= 1	生徒数	690	669	715	632	530
合計	学級数		20	21	19	16

※令和4年8月現在、学級数は1学級35人として試算

②令和3年度学級編成(令和3年5月現在)

		普通学級		特別支援学級			
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
JI. I	204人	188人	172人	6人	4人	8人	
北上中学校	6学級	6学級	5学級	4学級			
+ 7+ + 24 1+	30人	30人	25人	0人	2人	0人	
東陵中学校	1学級	1学級	1学級		2学級		

東陵中学校では、希望するクラブ活動に参加したい等の理由により学校指定変更する生徒がいることから、在籍生徒数は更に減少することが見込まれる。

出生数の実績からは、令和15年度時点の市全体の生徒数は30%程度減少することが見込まれる。

2-4-5 構成諸室

北上中学校の建替えに向け、北上中学校及び東陵中学校の現況(各種教室・機能・体育館等)の面積を整理した。居室面積の割合から、「学習特化型」「部活動特化型」「バランス型」に分類し、各校の学校運営の特徴の分析を行った。

また、全国の建替が行われた中学校の事例調査を行った。(参考資料参照)

1) 北上中学校

構成諸室

校舎(普通教室棟、特別教室棟)

普通教室:普通教室、学習室、学年別多目的スペース

特別教室:理科室(第1、第2、準備室)、音楽室(第1、第2、準備室)、家庭科室(調理

室、被服室、準備室)、技術室(技術室、準備室)、美術室(美術室、準備室)

共通室 : コンピュータ室、図書室、配膳室、生徒会議室、相談室、進路指導室

管理諸室:校長室、職員室、職員休憩スペース、給湯室、事務室、用務員室、用具室、職員トイ

レ、職員会議室、資料室、印刷室、放送室

保健部門:保健室

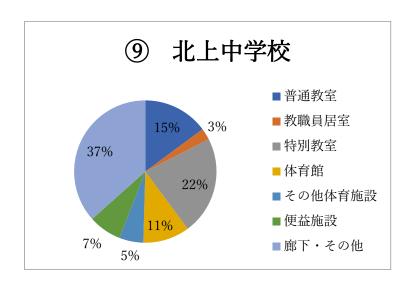
共用部 : 生徒用トイレ、水飲み場、倉庫

体育施設

体育館 : アリーナ (バスケットコート1面)、ステージ、通路、控室、器具庫、女子更衣室、

男子更衣室、女子便所、男子便所、用具室、物置、玄関、ホール

柔剣道場:柔道場、剣道場、剣道着替室、柔道着替室、玄関、ホール



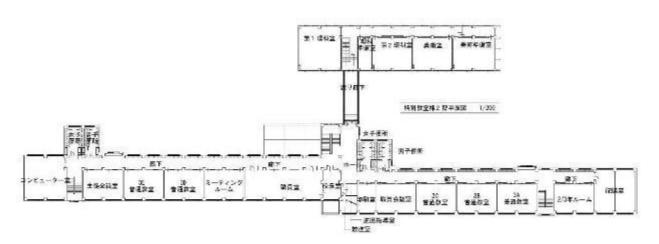




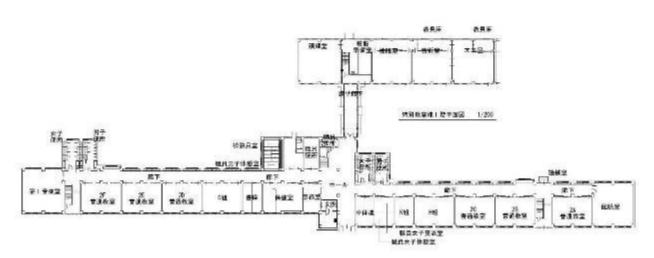
廊下・その他の面積が高い割合を占めており、次いで特別教室、普通教室が並ぶ



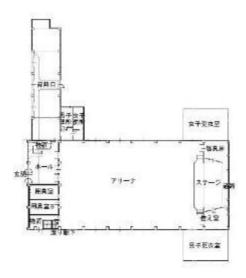
3階



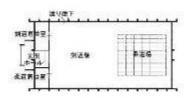
2階



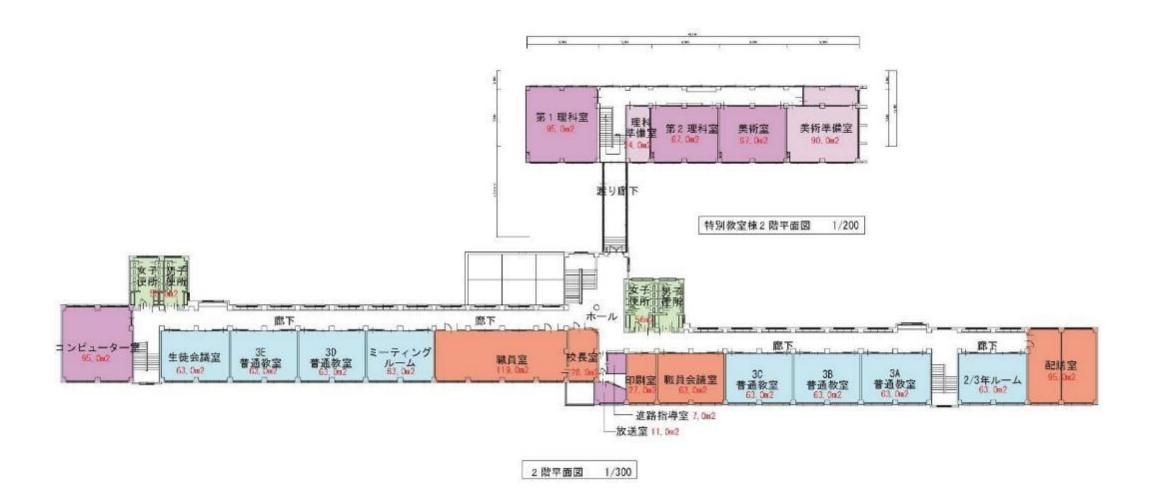
1階



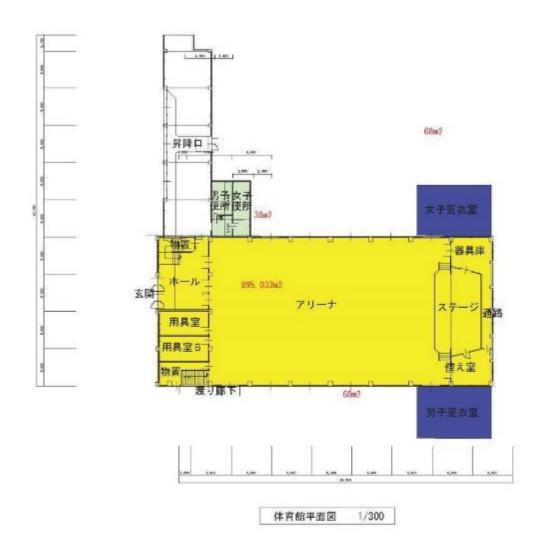
体育館

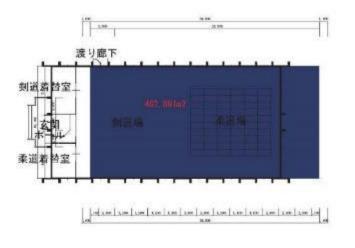


柔剣道場

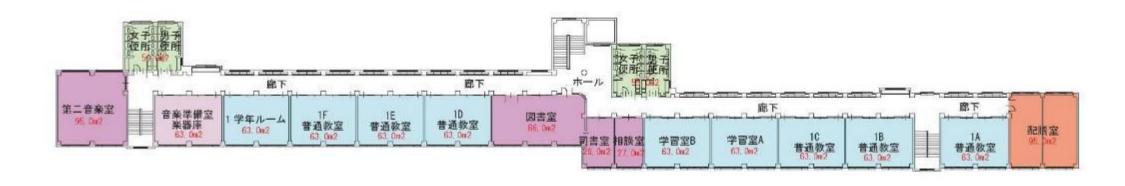








柔剣道場 1/300



3 階平面図 1/300

2) 東陵中学校

構成諸室

校舎

普通教室:普通教室

特別教室:理科室(第1、第2、準備室)、音楽室(音楽室、準備室)、家庭科室(家庭科室、

準備室)、技術室(技術室、準備室)、美術室(美術室、準備室)

共通室 : コンピュータ室、図書室、配膳室、相談室

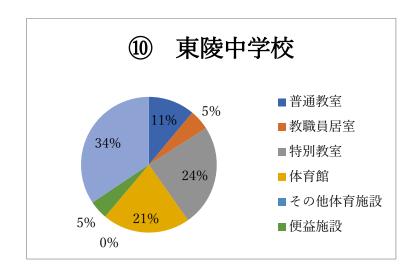
管理諸室:校長室、職員室、湯沸室、事務室、職員トイレ、会議室、印刷室、機械室

保健部門:保健室

共用部 : 生徒用トイレ、身障者用トイレ、水飲み場、倉庫

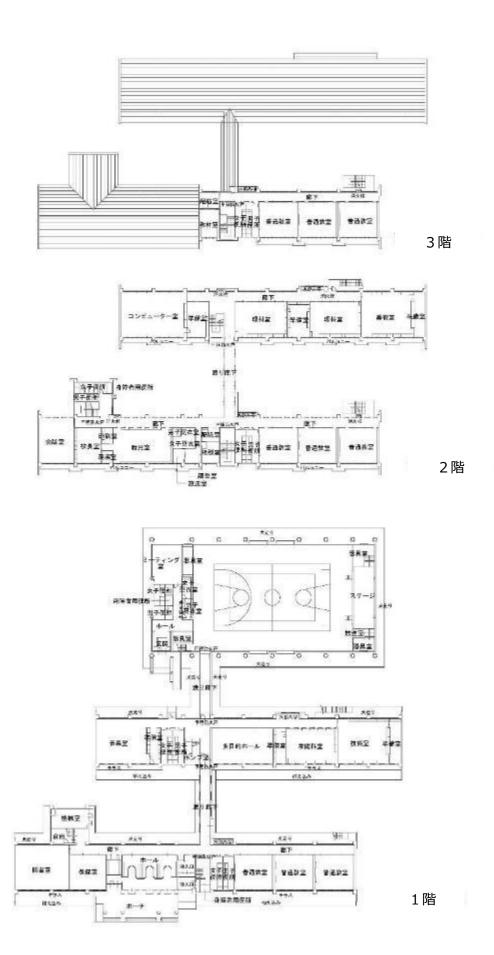
体育施設(体育館)

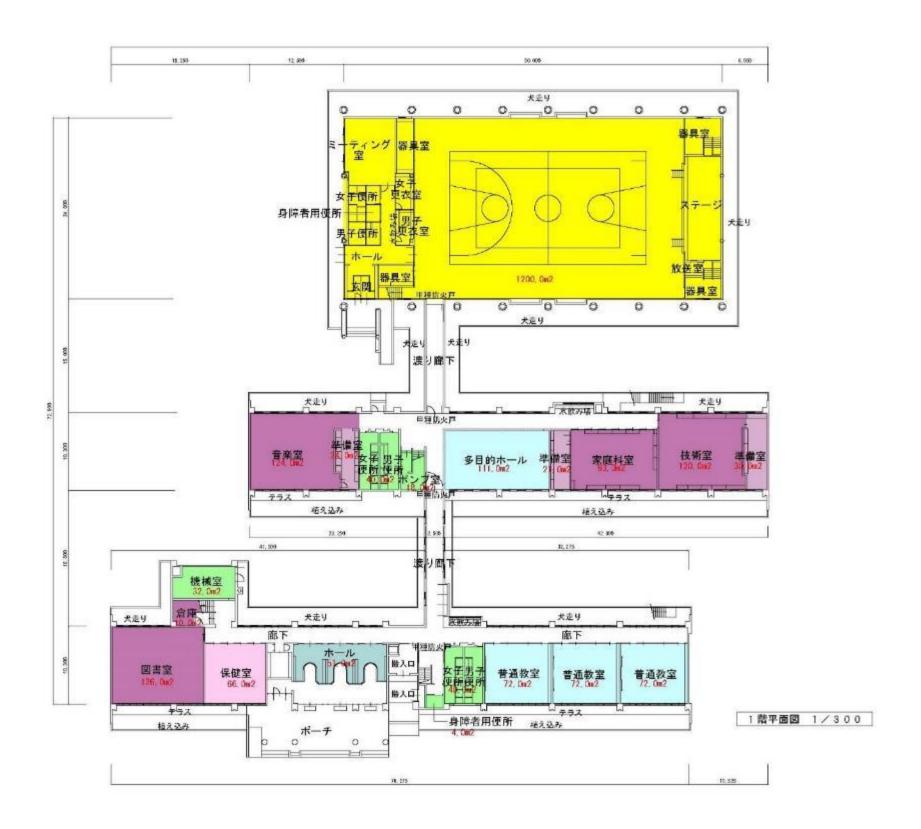
アリーナ(バスケットコート1面)、ステージ、器具庫、放送室、ミーティング室、女子更衣室、男子更衣室、女子便所、男子便所、身障者用便所、玄関、ホール

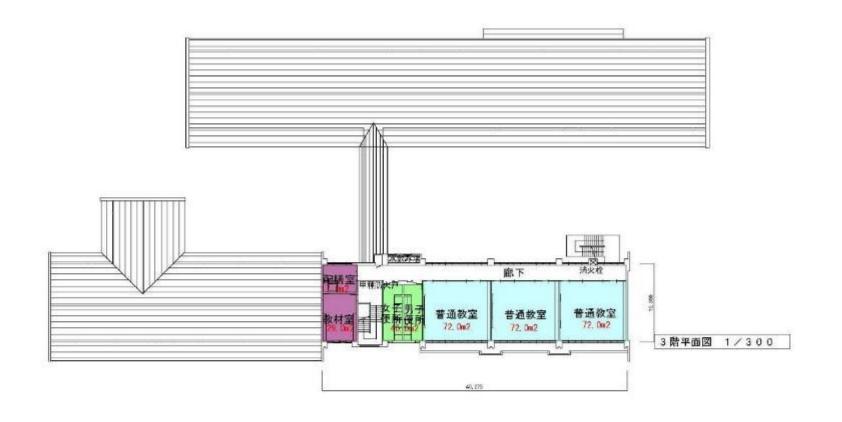


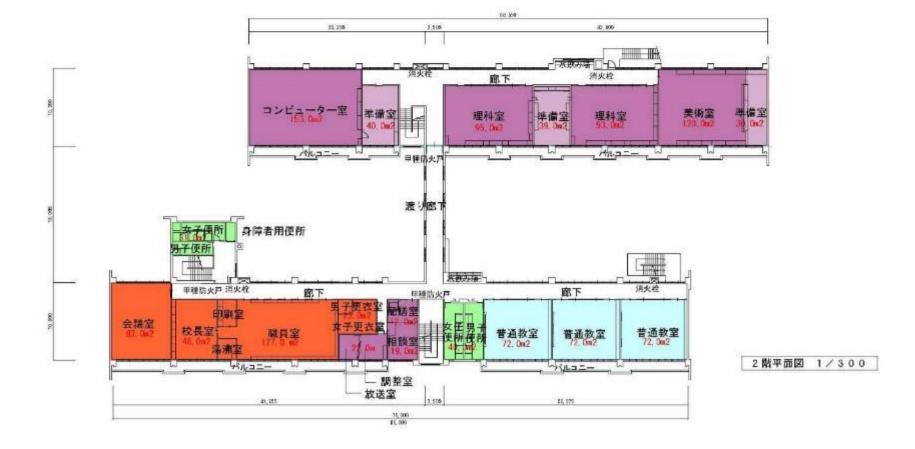








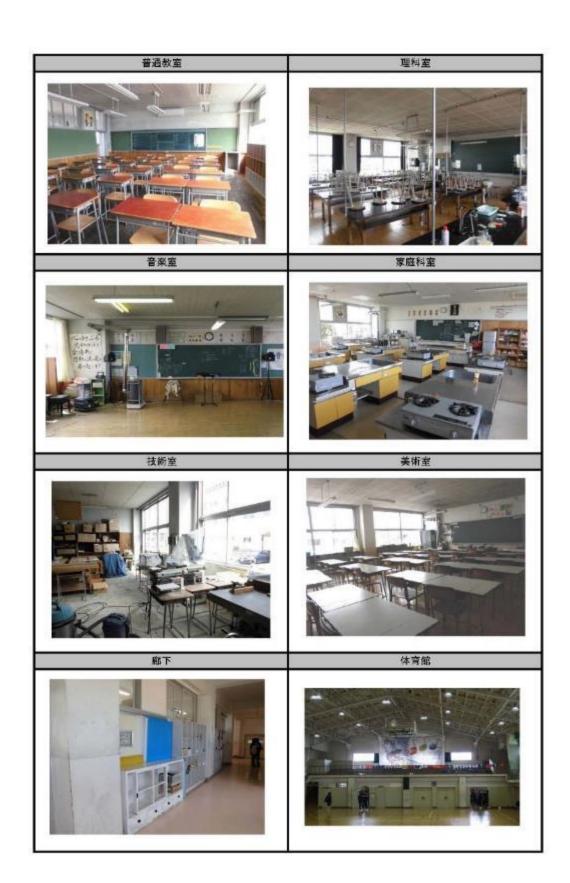




2-4-6 現地状況

備品等調査のため現地調査を行った。北上中学校は建設から 65 年が経過し、備品や家具にも老朽化がみられた。一方で東陵中学校は建設から 25 年程度であり、顕微鏡やミシンなどの備品及び特別教室の机などの家具は継続使用が可能であると考えられる。建替後に使用する備品については詳細設計で検討する。

1) 北上中学校 現地状況写真



2) 東陵中学校 現地状況写真



2-4-7 記念品等について

北上中学校では卒業記念品の石碑や絵画、東陵中学校では木札や賞状などが飾られており、建替後もショーケース等が必要になると考えられる。

1) 北上中学校

北上中・東陵中 記念品リスト

ا ا∟		_	***	44
北.	г	ш	'7'	松

No.	場所	内容	数量	サイズ	備考
1	玄関	トロフィー	1	≒2.0m × 0.3m × 1.0m	ショーケース
2	玄関 玄関	絵画	1	≒2.0m × 1.5m	
3	玄関	石炭•片麻岩	1	$= 0.6 \text{m} \times 0.3 \text{m} \times 0.3 \text{m}$	ショーケース
4	玄関	クラーク像	1	$= 0.5 \text{m} \times 0.5 \text{m} \times 1.0 \text{m}$	
5	昇降口前	時計	1	≒0.2m × 0.3m	河川愛護記念品
6		扁額	1	≒2.0m × 1.0m	
7	昇降口前	書	1	≒0.5m × 0.7m	
8	1階ホール	個人の栄誉	2		
	1階ホール	優勝旗		≒1.5m	
	1階階段脇	絵画	3	≒0.5m × 0.7m	
	1階渡り廊下	トロフィー	1	$= 7.5 \text{m} \times 0.5 \text{m} \times 2.0 \text{m}$	ショーケース
12	1階渡り廊下	置物	1	≒1.0m × 1.0m × 1.0m	
	1A前廊下	絵画	2	≒0.6m × 0.5m	
	2階校長室脇	写真	1	≒0.5m × 0.5m	
	2階職員室前	賞状 時計		≒0.3m × 0.4m	
16	2階ホール	時計	1	≒0.5m × 1.2m	
17	2階特別教室棟廊下	絵画	1	≒0.5m × 0.7m	
18	体育館	校訓	1	≒2.0m × 1.0m	
19	体育館	校歌	1	≒2.5m × 1.0m	
	剣道場	卒業記念作品		≒5.0m × 3.0m	
	外	校訓	1	$= 0.8 \text{m} \times 0.8 \text{m} \times 4.0 \text{m}$	
	外	石碑	1	≒1.0m × 0.3m × 1.0m	第24回卒業生記念品
	外	石碑		$= 0.5 \text{m} \times 0.5 \text{m} \times 1.2 \text{m}$	第6回卒業生記念品
	外	石碑	1	$= 0.5 \text{m} \times 1.5 \text{m} \times 1.5 \text{m}$	
	外	像		≒0.8m × 2.0m × 1.0m	
26	外	木	20	≒8.0m	

2) 東陵中学校

東陵中学校

No.	場所	内容	数量	サイズ	備考
	玄関	北上市民憲章	1	≒1.0m × 0.8m	
	1階ホール	賞状	3	≒0.3m × 0.4m	
	1階ホール	花瓶台	1	≒0.5m × 0.5m × 1.1m	
4	1階図書館前	花瓶台	1	$= 0.5 \text{m} \times 0.5 \text{m} \times 1.0 \text{m}$	
	1階廊下	花瓶台	1	$= 0.5 \text{m} \times 0.5 \text{m} \times 1.0 \text{m}$	
	1階渡り廊下	賞状	1		ショーケース
7	1階渡り廊下	賞状	3	≒0.3m × 0.4m	
	1階渡り廊下	木札	1	≒1.5m × 1.0m	
	踊り場付近	賞状・トロフィー	1	$= 1.5 \text{m} \times 1.5 \text{m} \times 0.5 \text{m}$	ショーケース
	踊り場付近	木札	1	≒1.0m × 0.8m	
11	2階相談室前	木札	1	≒7.0m × 0.8m	
12	2階校長室	歴代職員写真	27	≒0.4m × 0.3m	
13	2階校長室	歴代PTA会長写真		≒0.4m × 0.3m	
14	体育館	国旗·市旗·校旗	各1	≒1.3m × 1.0m	
	体育館	校是	1	≒0.8m × 1.2m	
16	体育館	校歌	1	≒1.0m × 2.0m	

2-4-8 部活動について

北上中及び東陵中に設置されている部活動は以下の通りである。全て常設の部活動であり、建替後も継続が想定される。現在、北上中のバドミントン部等は校外の施設で活動を行っているが、「北上市建築物最適化計画(2019年3月策定 岩手県北上市)」にもとづく集約化により校外の施設が使用できなくなることが決まっている。そのため、建替後は現在不足しているバドミントン部等の活動スペースも見込む必要がある。

また、建替工事中も部活動が継続できるよう配慮が必要である。

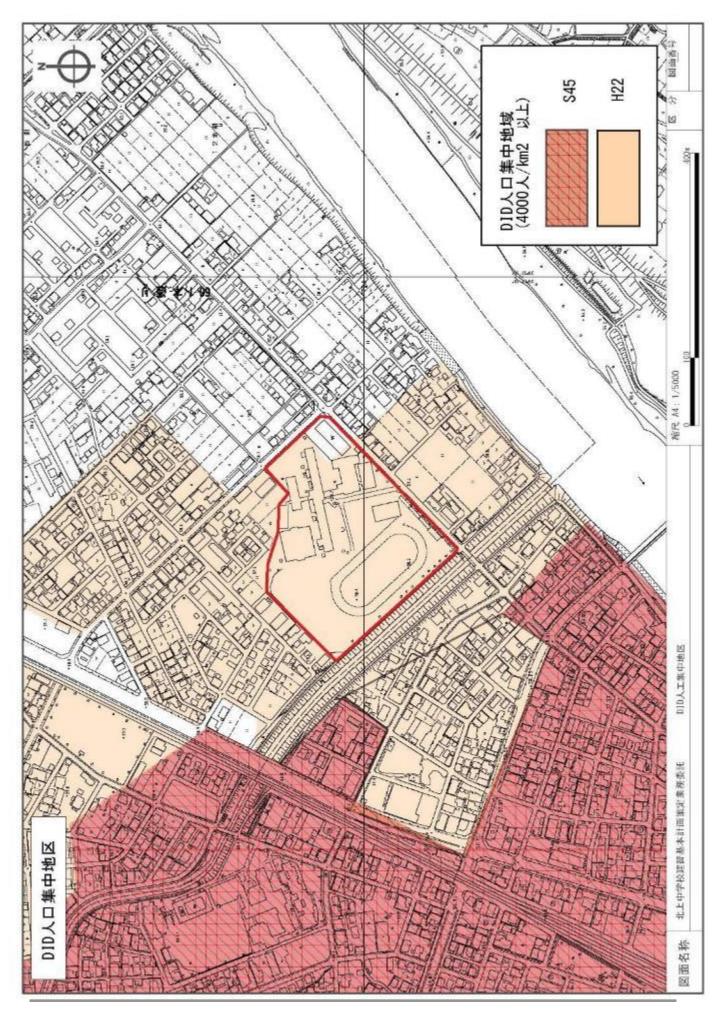
No.	部活動	北上中学校	東陵中学校
1	男子バレーボール	0	
2	女子バレーボール	0	
3	男子バスケットボール	0	
4	女子バスケットボール	0	
5	男子バドミントン	0	0
6	女子バドミントン	0	0
7	男子卓球	0	0
8	女子卓球	0	0
9	剣道	0	
10	柔道	0	
11	ソフトボール	0	
12	サッカー	0	
13	陸上	0	
14	軟式野球	0	0
15	男子ソフトテニス	0	0
16	女子ソフトテニス	0	0
17	吹奏楽	0	
18	科学	0	
19	美術		0
20	文化	0	
21	郊外活動	0	
	計	20	8

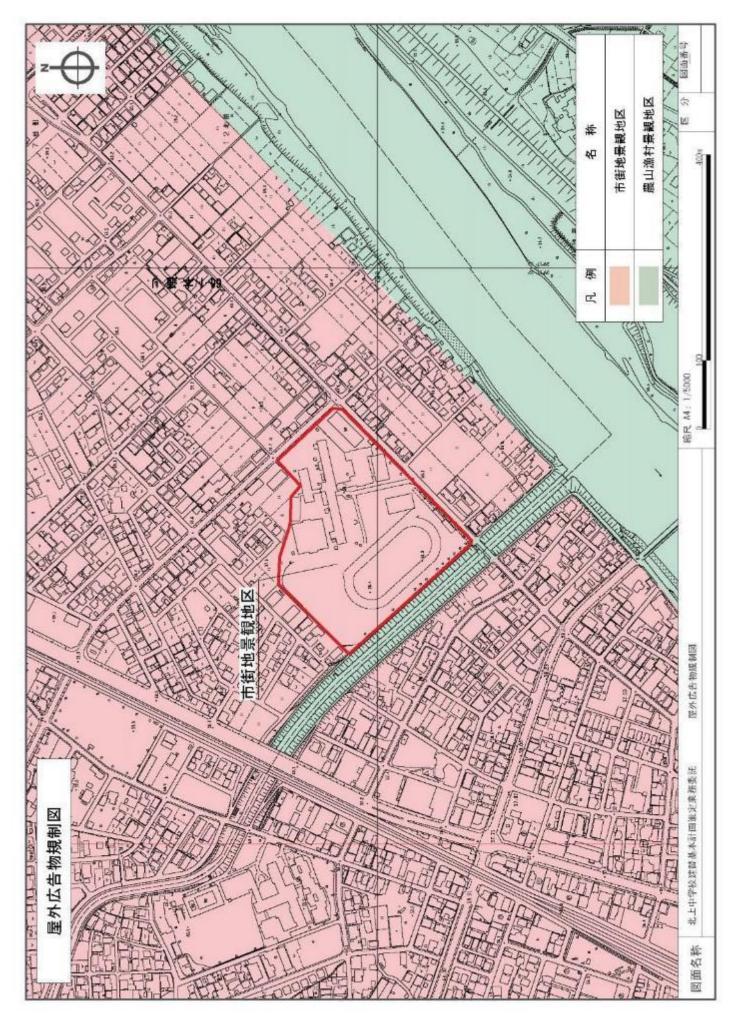
2-5敷地の概要

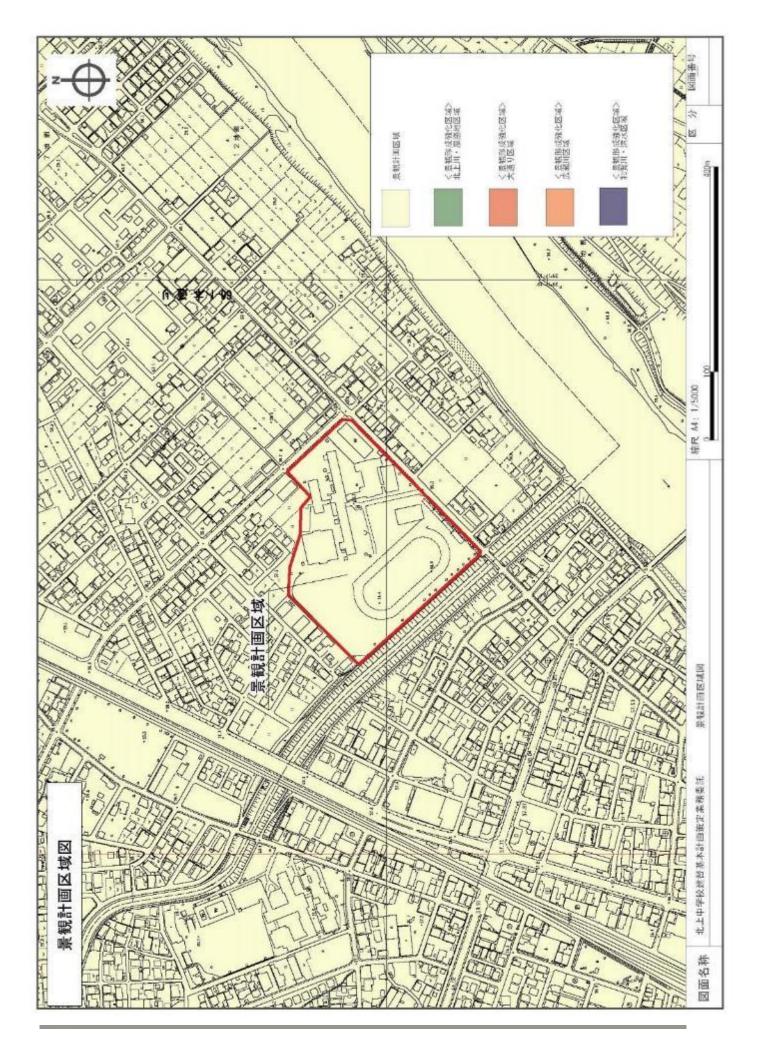
本計画においては、敷地外への移転等は行わず、敷地内で建替える方針とする。 以下に北上中学校の敷地概要を示す。

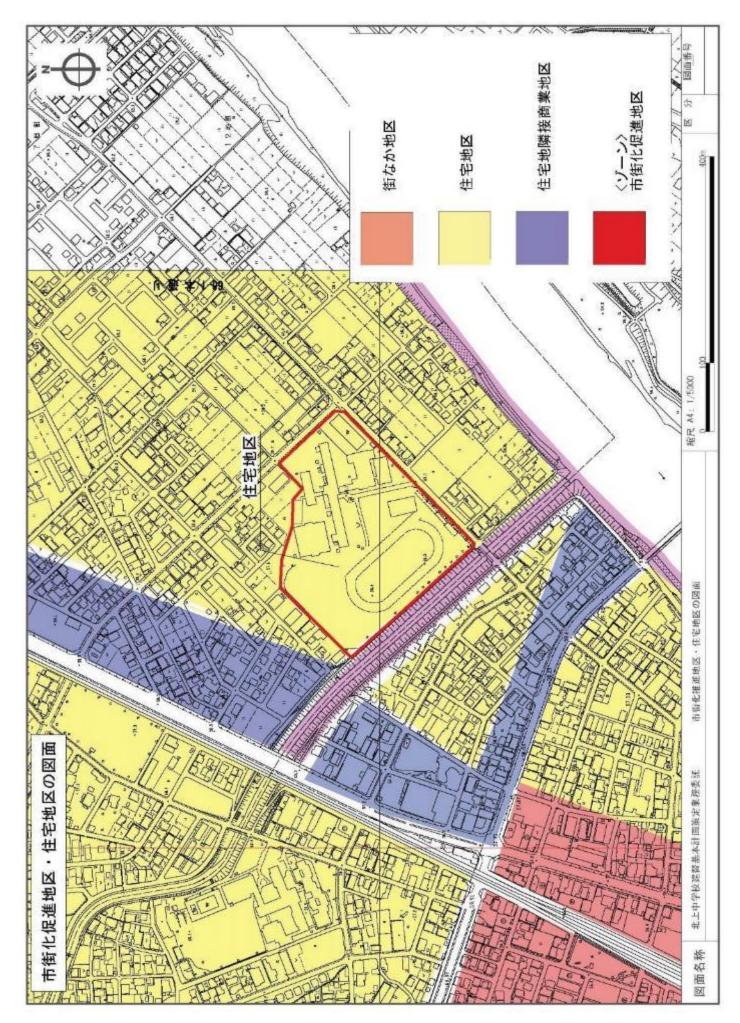
2-5-1土地利用規制の確認

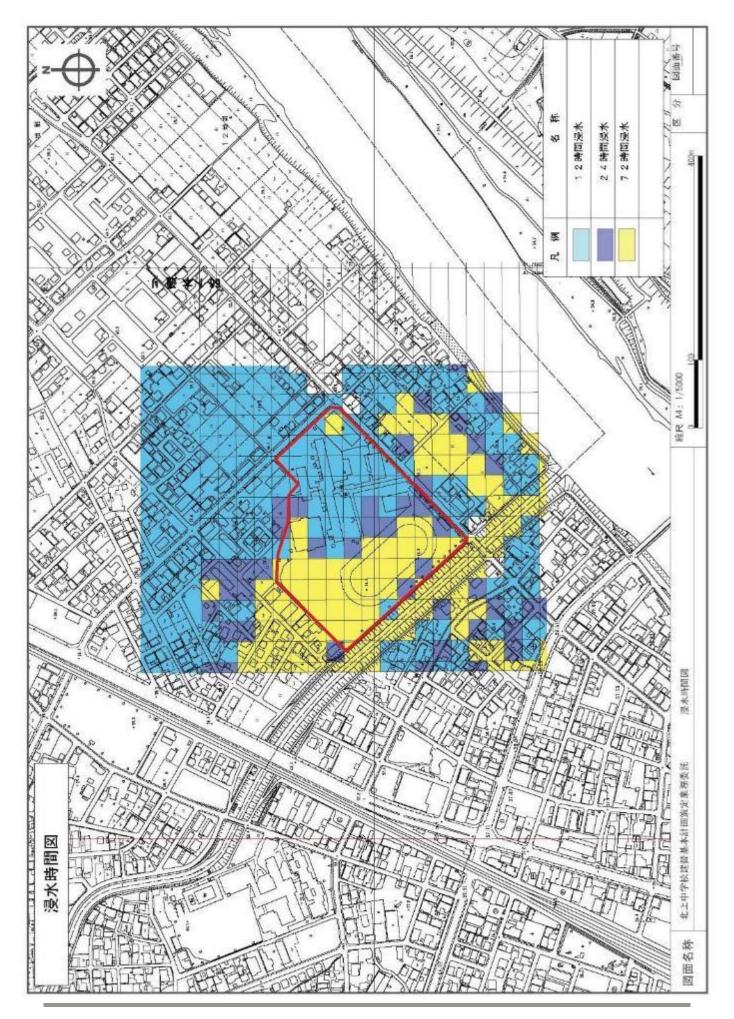
- 1 DID 人口集中地区 → 4,000 人/km に該当
- 2 屋外広告物規制 → 市街地景観地区に該当
- 3 景観計画区域 → 景観計画区域に該当
- 4 市街化促進地区・住宅地区 → 住宅地区に該当
- 5 浸水時間 → 大まかに分けて敷地東側は12時間浸水、西側は72時間浸水に該当
- 6 都市居住区域 → 敷地内の一部が都市居住区域に該当
- 7 埋蔵文化財包蔵地区 → 敷地内の一部が該当
- 8 用途地域 → 第1種低層住居専用地域に該当
 - ※令和4年度中に第二種中高層住居専用地域に変更予定

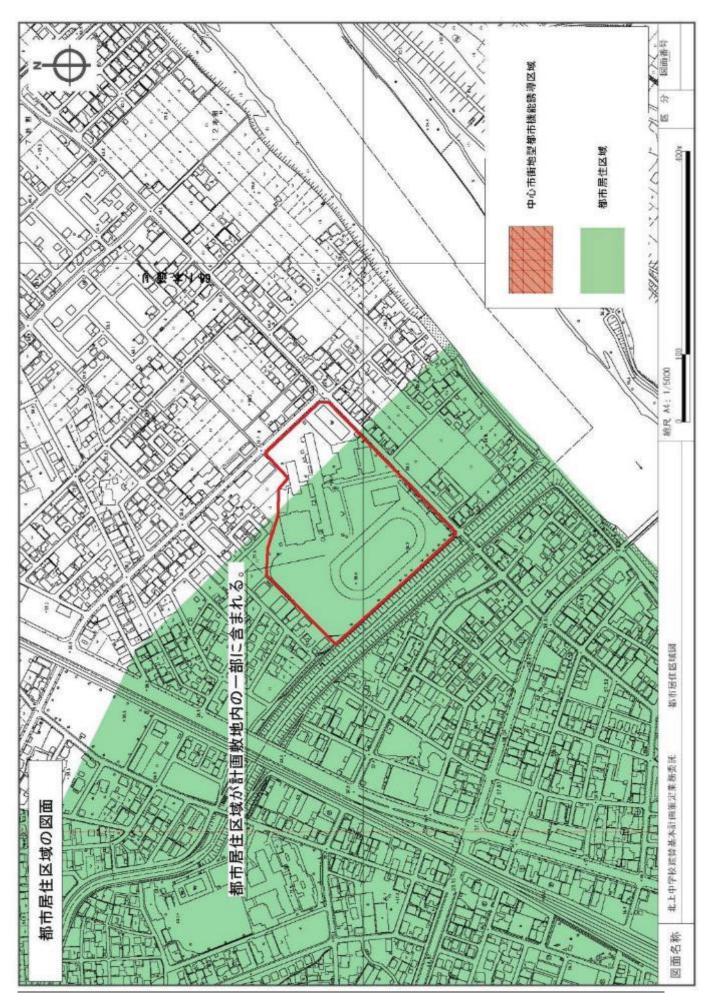


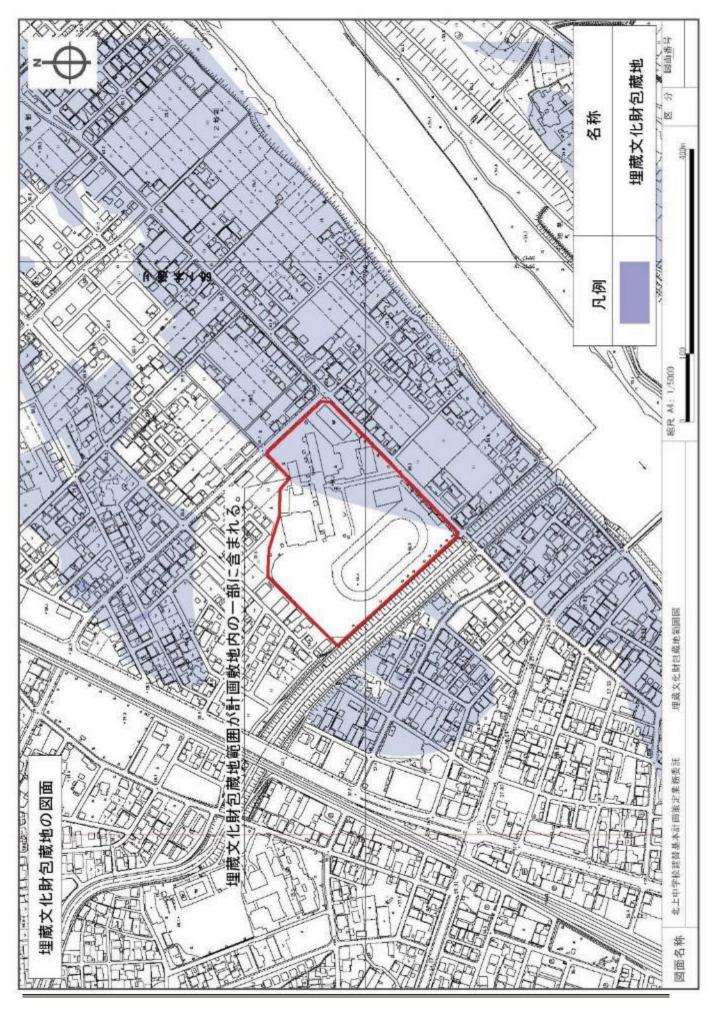


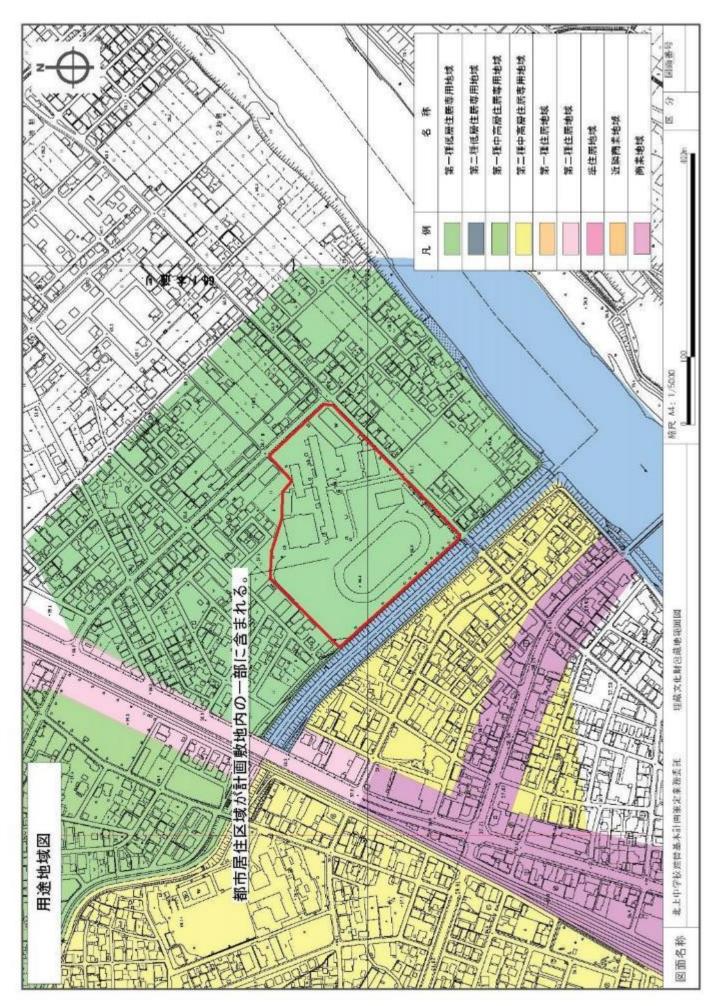








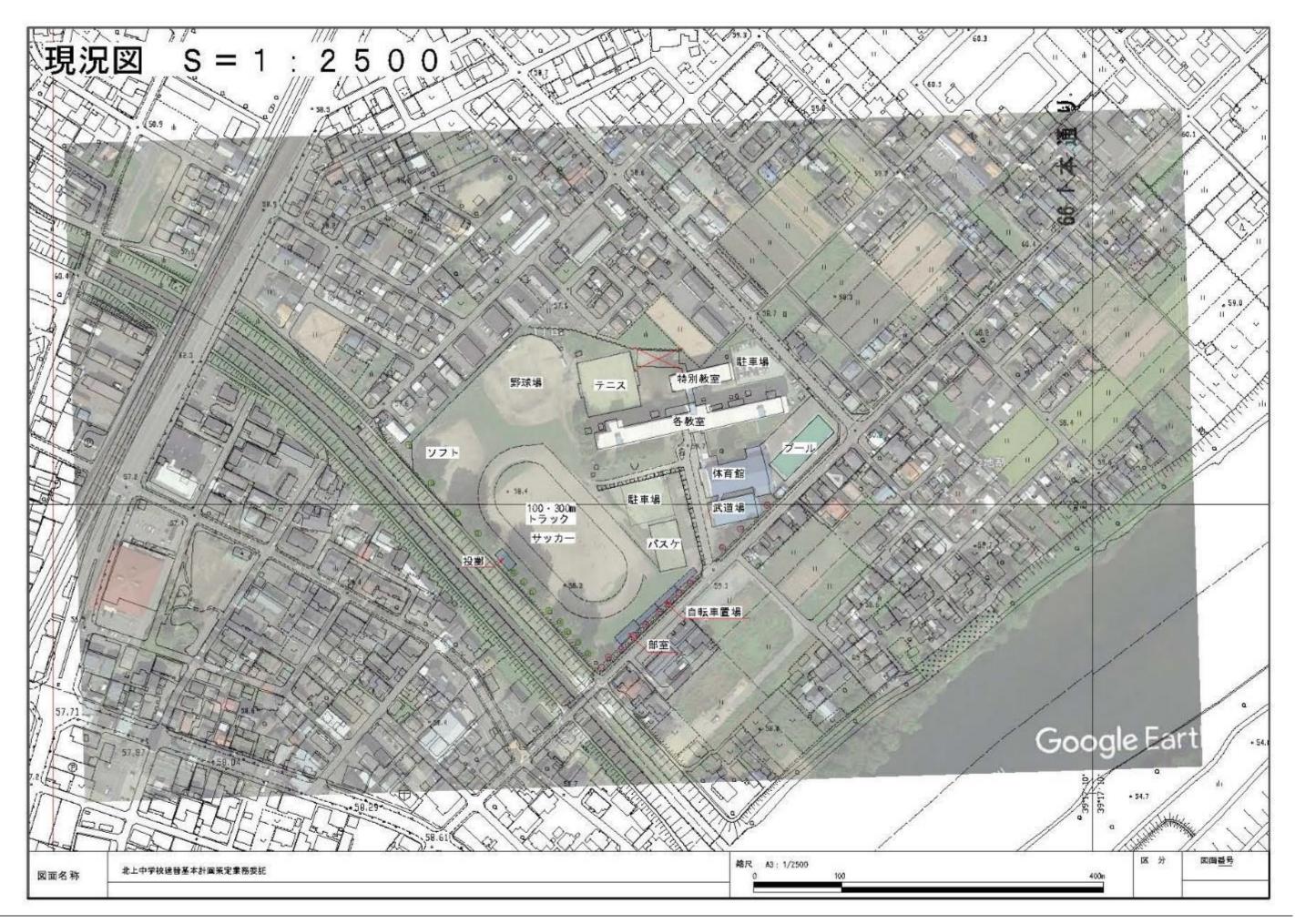




2-5-2 敷地の課題

敷地となる北上中学校用地において、以下の課題が挙げられる。

- ・敷地北側が住居地に隣接するため、住環境保全への配慮が必要。
- ・野球場照明の再利用を検討する。
- ・敷地内に高低差があり、標高の低い校庭が72時間浸水のエリアとなるため、建替後の校舎の配置に配慮が必要。





第3章 概略プランの策定

3-1 施設規模

3-1-1 施設規模算出の方針

計画策定において、対象とする生徒数及び学級数は令和 15 年の 530 名、16 学級とし、必要諸室及 び面積の算出を行う。

ただし、開校時の学習環境を保証するため普通教室は 19 室配置する必要がある。将来的に余剰となる 3 学級分の普通教室は特別教室としての使用を想定する。

年度	H 29	R3	R4	R 7	R15	備考
生徒数	690	669	715	632	530	79% R3比
学級数		20	21	19	16	80% R3比

表 北上中学校の生徒数の推移見込み(令和3年5月)

学校の運営方式は、普通教科はクラスルームで行い、特別教科を専用の設備を備えた特別教室で行う「特別教室型」を想定する。

3-1-2 延べ床面積の算出

延べ床面積の算出にあたり、参考事例として最近の県内の事例である奥州市立水沢中学校改築の事例と、全国のモデル事例を8校選定し、建替後の必要居室を踏まえた延べ床面積を算出した。モデル事例は8事例中6事例が普通教室を持たない教科教室型の運営方式であること、地域連携等を想定した施設があることなどの理由から、延床面積が増加する傾向にある。このことを考慮し、本計画においては生徒数及び学校の運営方式が類似している水沢中学校の事例を参考値とする。

水沢中学校事例ベース

建物合計(体育施設を除く): 6,705 ㎡

1層構造の場合 81.8×81.8

2 層構造の場合 81.8×40.9

3 層構造の場合 81.8×27.3

※2層、矩形の場合 56×60×2層=6,720 m

モデル事例ベース

建物合計(体育施設を除く): 7,675 ㎡

1層構造の場合 87.6×87.6

2 層構造の場合 87.6×43.8

3 層構造の場合 87.6×29.2

3-1-3 構成諸室の計画

建替後の構成諸室について、現状の北上中学校及び東陵中学校の構成諸室をベースとし、想定される室を以下に示す。ただし、コンピュータ室については生徒1人1台の端末が配布されていることから不要とした。

以下の構成諸室は基本計画における施設規模算出のための想定であり、実際の構成諸室については 詳細設計で検討する。

構成諸室(想定)

普通教室:普通教室、教材室、多目的スペース、特別支援教室

特別教室:理科室(第1、第2、準備室)音楽室(第1、第2、準備室)家庭科室(被服室、調

理室、準備室)、技術室(技術室、準備室)、美術室(美術室、準備室)

共通室 : 図書室、配膳室、生徒会室、相談室、進路指導室

管理諸室:校長室、応接室、職員室、職員休憩スペース、給湯室、事務室、用務員室、用具室、

職員更衣室、職員トイレ、会議室、資料室、印刷室、放送室

保健部門:保健室、カウンセリング室

地域関係:ミーティングルーム(PTA室等)、学校歴参照コーナー

共用部 : トイレ、多目的トイレ、更衣室、水飲み場、エレベーター、倉庫

3-1-4 諸室面積の算出

水沢中学校の事例とモデル事例 8 校を参考に予想諸室面積の算出を行った(次頁に示す)。 3 - 2 - 1 と同様の理由から、諸室面積についても水沢中学校の事例を参考値とする。

部門	水沢中学校事例ベース	モデル事例ベース
普通教室	1,962 m²	2,339 m²
特別教室	1,278 m²	1,292 m ²
共通室	468 m ^²	506 m ²
管理諸室	508 m ²	537 m ²
保健部門	90 m²	85 m ²
地域関係	54 m²	107 m²
供用部	334 m ²	507 m ²
通路スペース	2,011 m ²	2,302 m²
合計	6,705 m²	7,675 m ²

表 部門ごとの面積(諸室面積算出表より抜粋

想定される校舎面積

			張	 見状					新校舎	
		現状面積				参考面積		参考		備考
No.	室名称	(合計)	単位	室数	備考	(1室あたり)	単位	室数	参考	,,,,, J
①普通教室										
1	普通教室	1, 164	m	16+3	1学級:63㎡	72	m¹	19	1, 368	
2	教材室	33	m²	2		18	mi	3	54	
3	多目的スペース	252	m ²	4		108	m [†]	3	324	
	特別支援教室	0	m [*]	0		72	m [‡]	3	216	
	小計	1, 449							1, 962	
②特別教室										
5	第一理科室	95	m³	1		126	mឺ	1	126	
6	第二理科室	67	m³	1		126	m¹	1	126	
7	理科準備室	24	m²	1		54	m¹	1	54	
8	第一音楽室	95	m²	2		126	m¹	1	126	
8	第二音楽室	67	m [*]	2		126	m [‡]	1	126	
9	楽器庫	63	m²	1		54	m [*]	1	54	
10	家庭科室(被服室)	67	m²	1		126	m [†]	1	126	7
11	家庭科室(調理室)	95	m²	1		126	mi	1	126	複合可
	家庭科準備室	17	m [*]	1		54	m [‡]	1	54	·
***************************************	技術室	150	***************************************	1		126	m [‡]	1	126	\
	技術準備室	0		0		54	m [*]	1	54	4
	美術室	67		1		126	m²	1	126	
	美術準備室	90		1		54		1	54	4 [
	小計	897							1, 278	
③共通室										
17	コンピュータ室	95	m¹	1		0	m [‡]	0	0	不要
18	図書室	114		1		216	m [†]	1	216	
19	配膳室	285	m²	3		36	m¹	3	*****************************	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	生徒会室	63		1		36	m¹	1	36	
21	相談室	27	<u> </u>	2		36	<u> </u>	2	72	
22	通級指導室	/ 	m [*]	1		36	m [*]	1	36	
	小計	591							468	
④管理諸室	4 E -		2			70	2	4	70	
	校長室・応接室	28		1		72	m ^²		72	
	職員室	119		I		144	m ²		144	
	職員休憩スペース・給湯室	28		2		36	m ²		36	
******************************	事務室	18				18	m ^²		***************************************	職員室との連携に配慮
	用務員室・用具室	56		1		36	m²	 	36	
	職員更衣室	15		1		14	m [*]]	14	·
	職員トイレ	18		1		18	m³	 	18	ļ
	会議室	63		1		108	m ^²	1	108	·
	資料室	31	m ^²	1		18	m ²	1	18	ngan
	印刷室	27	m ^²	1		22	m ^²	1	22	3
33	放送室 小計	11 414	m¹	<u> </u>		22	m [*]		22 508	
5保健部門	(4) A	414							908	
_	保健室	61	m²	1		70	m²	1	72	
	保健至 カウンセリング室	0		0		18		1	12 18	A
აე	小計	61		U		10	111		90	*
⑥地域関係	(*a · Al	- 01							30	
	ミーティングルーム(PTA室等)	0	m²	0		36	mi	1	36	
37	学校歴参照コーナー		m [†]	0			m²	1	18	
	小計	0							54	
⑦供用部										
	トイレ	315		6		40	m¹	6	***************************************	
***************************************	多目的トイレ	0		0		7	m [‡]	2	14	
	更衣室	0			体育館付随	36	m [‡]	0		体育館付随
	水飲み場	0		~	廊下付随	7	m ²	0	0	廊下付随
38		7	m [‡]	0		7	m [‡]	1	72 72	
	倉庫 中体連	18 27	m [†] m [†]	1		18 18	m [†] m [†]	0	***************************************	•
40	中体連 小計	367		1		18	ın	U	334	不要
	小草	30/				<u> </u>			334	

		·
合計 (A+B)	5,742 m2	6, 700 m2
※一般的に延べ床面積の30~35%程度	(約34.2%)	(30%換算)
B. 通路スペース (廊下・昇降口・階段など)	1, 963 m [°]	2, 007 m ²
A. 必要諸室合計 (①~⑦合計)	3, 779 m²	4, 693 m ²

3-1-5 体育施設の計画

① 屋内運動場

現在、部活動の一部が校外の体育施設を使用しているが、北上市建築物最適化計画による公共の体育館の廃止に伴い将来的に使用ができなくなるため、体育館の規模を現状よりも大きくする必要がある。各施設の必要規模を以下に示す。

- ・第1屋内運動場 バスケットボール2面+ステージ
- ・第2屋内運動場 バスケットボール2面+エントランス+トイレ+更衣室
- ・第3屋内運動場 柔道1面+剣道1面+プール用の更衣室
- ※ バスケ1面=バドミントン3面 とする
- ※ 中学生の公式試合に対応した寸法とする
- ※ 第3屋内運動場は他の屋内運動場との複層式も可とし、詳細設計においての検討事項とする
- ※ 第1屋内運動場か第2屋内運動場のどちらかはギャラリースペースを周回でランニングできる ようにする

屋内運動場のうち一部は学校開放により学校運営中においても学校利用がない場合は地域利用可とする。そのため、独立したトイレや駐車場等の整備などを行い、生徒・教職員と学校開放における利用者の動線が交差しないよう配慮する必要がある。また、学校開放のエリアから校舎内に進入できないよう、通路には施錠を行うなど防犯にも配慮する。

② 屋外運動場

運動部の活動が盛んな校風であることから、屋外体育施設は現状と同等もしくは同等以上の広さを確保する。ただし、プールについては既存施設は50mプールであるが、建替後は25mプールとする。また、屋外のバスケットコートは現在レクリエーションのみの利用のため基本計画においては考慮しない。

・トラック・・・ 1 周 200~300m

・直走路・・・ 100m

野球場・・・1面

・ソフトボール場・・・ 1面

・テニスコート・・・ 3面

・プール・・・ 25m、7レーン

3-1-6 建替後の施設規模まとめ

	項目	内容	備考
	運営方式	特別教室型(想定)	
	対象生徒数	530人	開校時は 632 名
	対象学級数	16 学級	開校時は 19 学級
想定延べ床面積		6,700 m ²	
	体育施設		
	屋内運動場	3-1-5 の通り	
	屋外運動場	3-1-5 の通り	

3-2 建物配置検討

3-2-1 工事期間の設定

工事期間については、北上市内の同様の建設工事を参考に、無理のない期間として下記を設定し、これに基づいて工程検討を行った。

【期間の設定】

- ・基本設計・実施設計 12ヶ月
- ・新校舎建設工事 21ヶ月
- ・その他(体育館・武道場・プール)建設工事 12ヶ月
- ・校舎解体工事 12ヶ月
- ・その他(体育館・武道場・プール)解体工事 6ヶ月
- ・グラウンド整備 12ヶ月
- ・外構整備 6ヶ月

3-2-2 検討項目

比較検討の項目を以下に示す。評価は「とても望ましい」「望ましい」「普通」「やや不適切」「不適切」の5段階評価とした。

「「「「」」の 3 技術計画と 0/2。			
	1	入り口・校舎動線	
	2	校舎・グラウンド動線	
	3	校舎・体育館動線	
①屋外動線	4	校舎・プール動線	
	5	南側採光	
	6	駐車スペース	
	7	地域利用動線	
	8	グラウンド面積	
	9	グラウンド配置	
②グラウンド計画	10	グラウンド形状	
	11	トラック・直線	
	12	敷地外日陰	
	13	視線	
③周囲への影響	14	グラウンドからの騒音	
	15	プール視線	
	16	通学混雑	
	17	洪水時の危険性	
④安全性能	18	火災時の危険性	
	19	強風時の危険性	
	20	さくら並木保全	
	15 16 17 18 19	プール視線 通学混雑 洪水時の危険性 火災時の危険性 強風時の危険性	

 ⑤環境性能	21	ポプラ並木保全
9 垛况江北	22	アプローチの豊かさ
	23	黒沢川への影響
	24	工事中の体育館使用
	25	仮設校舎へのアクセス
	26	建設工期
 ⑥建設評価	27	建設コスト
少年改計圖	28	難易度
	29	開発行為
	30	学習環境の保障
	31	屋外の部活動環境の保障
	32	屋内の部活動環境の保障
⑦工事費概算	33	工事費概算(参考)

3-3 検討方針

検討の結果、仮設校舎を建設しなくても期間内に建設可能と確認された。なお、検討にあたって想 定した配置や建築方法などは、プロポーザルの際の自由な発想を求めることから、本基本計画の記載 からは除外する。ついては、新しい時代の学びをし、地域や社会と連携・協働する場として学校施設 を整備するため、次のとおり基礎的条件を定める。

3-4 基礎的条件

- 1 学校施設の整備方針
- (1) 新しい時代の学びを実現する学校施設
 - ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習 空間を実現する視点
 - ▶ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備等
 - ▶ 個別学習や少人数学習、グループ学習、複数学年による活動などの多様な学習内容・学習 形態に柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備等
 - ② 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する視点
 - ▶ 居場所となる温かみのあるリビング空間、空調整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化等
 - ③ 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する視点
 - ▶ 地域の人たちと連携・協働していく「共創空間」の整備等
 - ④ 子ども達の生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する視点
 - > 災害等から生徒を守る防災機能の整備等
 - ⑤ 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する視点 ア 高断熱化や効率照明等の省エネルギー化、太陽光発電設備等の導入等
- (2) これからの特別支援教育を支える学校施設 障がいのある生徒と障がいのない生徒が共に学ぶ場の整備等
- (3) 維持管理に優れた学校施設
 - ① 維持管理が容易で、ライフサイクルコストに配慮した整備等
 - ② 最適な学習環境として授業・特別活動(体育祭等)・課外活動(部活動)を行うことができ、生徒及び教員に配慮した整備等

2 敷地条件

- (1) 建設場所 北上市黒沢尻一丁目 1-1
- (2) 敷地面積 別紙のとおり 44,199 ㎡
- (3) 地区・区域等 ① DID 人口集中地区 → 4,000 人/km に該当
 - ② 屋外広告物規制 → 市街地景観地区に該当
 - ③ 景観計画区域 → 景観計画区域に該当
 - ④ 市街化促進地区・住宅地区 → 住宅地区に該当
 - ⑤ 浸水時間 → 大まかに分けて敷地東側は 12 時間浸水、西側は 72 時間浸水、 水に該当
 - ⑥ 都市居住区域 → 敷地内の一部が都市居住区域に該当
 - ⑦ 埋蔵文化財包蔵地区 → 敷地内の一部が該当
 - ⑧ 用途地域 → 第1種低層住居専用地域に該当

※令和4年度中に第2種中高層住居専用地域に変更予定

⑨ 下水道・農集排 → 区域内

(4) 特記事項

建築に係る土盛りを行う場合は、周辺環境に配慮するため1m未満とする。

3 開校時の生徒数及び学級数

(1) 令和8年度生徒数

	学 年	1年	2年	3年	計	特別支	合計	[参考]
						援学級		令和 15
								年 ※1
生徒数		217	208	194	619	35	654	530
内訳	北上中学校	192	175	166	533	30	563	_
	東陵中学校	25	33	28	86	5	91	_
学級数		7	6	6	19	8	19	16
							(8)*2	(未定)

- ※1 学区内に住所を有する、令和1~3年生まれの幼児数から試算
- ※2 ()内は想定される特別支援学級数

(2) 特記事項

- ① 開校時の学習環境を保証するため普通教室は19室配置する。なお、将来的に余剰となる3学級分の普通教室は特別教室としての使用を想定する。
- ② 特別支援学級は、居室の変更等柔軟に対応できる設計とする。

4 校舎【令和8年4月1日供用開始】

(1) 想定整備面積 6,700 ㎡

(2) 想定諸室面積 ※詳細別紙「想定される校舎規模(5頁)」のとおり

部門	参考面積(㎡)
普通教室	1,962
特別教室	1,278
共通室	468
管理諸室	508
保健部門	90
地域関係	54
供用部	334
通路スペース	2,007
合計	6,700

(3) 特記事項

① 特別教室、多目的ホール、会議室は柔軟に対応できる設計も可とする。

- ② 給食関係施設(配膳室)を搬入車の動線も含めて配置を想定する。
- ③ ゴミ集積所を回収車の動線も含めて配置を想定する。
- ④ 多目的ホールは複学年単位での使用を想定する。
- ⑤ 職員室付近に会議室を配置する。
- ⑥ エレベーターは生徒や配膳の利用を考慮の上設置する。

5 屋内運動場

(1) 第1屋內運動場【令和8年4月1日供用開始】

No	部屋名	備考
1	アリーナ	バスケットボールコート1面、天井高は最低7m を確保するこ
		۲
2	器具庫	学校用と開放用は別に用意する
3	開放用玄関	バリアフリー対応(スロープ設置)とする
4	トイレ	男女別のほか、多目的トイレも設置する
5	更衣室	
6	ステージ	学校イベント用とし、放送設備を整備する
7	ギャラリースペ	
	ース	

(2) 第2屋内運動場

No.	部屋名	備考
1	アリーナ	バスケットボールコート2面、天井高は最低 12.5m を確保す
		ること
2	器具庫	学校用と開放用は別に用意する
3	開放用玄関	バリアフリー対応(スロープ設置)とする
4	トイレ	男女別のほか、多目的トイレも設置する
5	更衣室	
6	ギャラリースペ	
	ース	
7	上記以外の留意	学校活動に使用しない時間帯の学校開放を見込み、利用者の動
	事項	線を考慮するとともに施設等のセキュリティが確保される設計
		とする

(3) 第3屋内運動場

No.	部屋名	備考
1	小アリーナ	柔道1面、剣道1面、天井高は最低 3.5m を確保する。ま
		た、畳は取り外し可能とする。
2	器具庫	2室以上確保する

(4) 特記事項

- ① 寸法は、中学生の公式試合に対応した寸法とする。
- ② 学校開放を想定した配置とする。
- ③ 第1屋内運動場又は第2屋内運動場のいずれかのギャラリースペースは、周回ランニングでの使用を想定した整備とする。

6 屋外プール

- (1) 整備仕様 プール(25m×7コース)、シャワー、トイレ、更衣室
- (2) 特記事項

トイレ及び更衣室は、第3屋内運動場と供用を可とする。

7 屋外運動場

(1) 整備仕様

- ① 300mトラックを基本とし、直線 100mコースを確保する。
- ② 野球場(1面)、ソフトボール場(1面)、テニスコート(3面)を確保する。
- ③ 屋外運動場用倉庫及び屋外トイレを設置すること。なお、合築も可とする。
- (2) 特記事項

必要に応じて防球ネットを整備する。

8 駐車場・駐輪場

(1) 駐車場

学校開放や学校行事等を考慮し、職員用 60 台、来客用 60 台の計 120 台以上の駐車場を整備する。また、スクールバスからの乗降や、保護者との送迎を想定したロータリーを設置する。

(2) 駐輪場

200 台分確保する。

9 その他

- (1) 必要に応じ、周囲にフェンスを設けること。
- (2) 気候・風向き・雪対策、周辺環境等に配慮すること。

想定される建設計画エリア



想定される建替計画

以下の内容により、学校運営に支障を来たさない建設が可能と判断

【第1工区】① 「校舎・体育館1」を建設(R6~7)→新校舎供用開始(R8)

【第2工区】② 現校舎解体(R8)

- ③「体育館2・武道場・プール」建設(R9)
- ④ 現体育館・現武道場・現プール解体(R10 上半期)
- ⑤「外構・駐車場」整備(R10下半期)

施設名	R5		R6		R7		R8		R9		R10	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
校舎	設計		建設工事				供用					
体育館1							開始					
体育館2							設計		建設	[事	供用	
武道場											開始	
プール												
現校舎							解体					
現体育館											解体	
現武道場												
現プール												
グラウンド							復旧·	整備				
外構						通路						駐車 場等

想定される建設規模及び概算工事費

- ① 校舎【6,700 ㎡】
- ② 体育館 2 棟【各 1,600 ㎡】
- ③ 武道場【550 m 】
- ④ その他施設(25m プール、外構等)
- ⑤ その他工事(解体、造成)

総工事費

約66億円(稅込)

第4章 移転費用及び財源調査

4-1 調査の方針

既存の市の計画を鑑みた都市政策的視点に関する調査を実施するとともに、実際の立地候補地について既存資料及び現地踏査等で選定を行う。

4-1-1 都市政策的視点に関する調査

(1) 関連計画の整理

関連計画である「北上市総合計画」、「北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北上市都市 計画マスタープラン(進行中の立地適正化計画、都市再生整備計画も参照)」、「あじさい都市きた かみ公共交通網形成計画」を整理する。

(2) 市の都市特性と今後の都市政策の整理

市の都市特性(人口構造、産業構造、交通特性等)を整理するとともに、今後の都市政策の課題を整理する。

(3) 立地候補地の選定の際の課題と方向性

上記によって、立地候補地の選定の際の課題と方向性を導き出す。

4-1-2 立地候補地の選定に関する調査

立地候補地に関しては、上記4-1-1調査の結果の他、整備予定施設の必要機能に関する調査、 健康管理センター等の既存施設及び整備予定施設の整備規模等の調査、整備予定施設の市民ニーズに 関する調査の結果を踏まえ、既存資料及び現地踏査により調査を実施する。

(1) 既存資料の整理を用いたリスト化

既存資料(土地利用状況、交通環境状況、公共公益施設の配置図、民間施設の配置図等)を整理し、未用地、既に利用されている土地、民間所有地等の土地を幅広くリスト化し、そのリスト化した土地について、面積、所有者、交通環境(駅、バス停留所、周辺駐車場からのアクセス)、周辺施設の状況とそのアクセス、周辺環境(景観や住宅地の有無)、法令関係について整理する。

(2) 現地調査

リスト化された土地について、周辺環境や空間の連続性等について現地踏査で確認を行う。

4-2 財源等調査

4-2-1 エコスクール

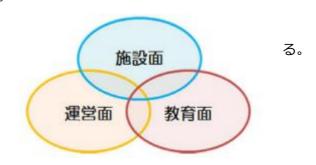
エコスクールとは

エコスクールとは、文部科学省が推奨する環境を考慮した学校施設のことである。環境負荷の低減 に貢献するだけでなく、それを教材として活用し生徒の環境教育に資するものであり、地域の環境教 育の発信拠点としても先導的な役割を果たす。

エコスクールの整備に際しては、次の3つの点に留意することが必要である。

①施設面・・・やさしく造る

- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・周辺環境と調和している。
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設であ
- ②運営面・・・賢く・永く使う
- ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・自然エネルギーを有効活用する。
- ・無駄なく、効率よく使う。
- ③教育面・・・学習に資する
- ・環境教育にも活用する。



2. エコスクール・プラスとは

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市区町村等がエコスクールとして整備する学校を、「エコスクール・プラス」として認定するものである。

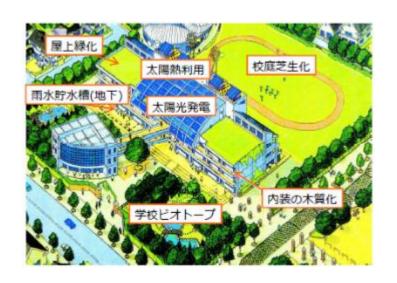
認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択 などの支援 を受けることができる。また、「地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日 第3回国・地方脱炭素 実現会議決定)」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置(8%)の支援を受けることができる。

エコスクール・プラスの事業タイプ 〇太陽光発電型

・屋上・屋根等に太陽電池を設置して、発 電した電力を活用する。

〇太陽熱利用型

・屋上等に太陽集熱器を設置して、暖房、 給湯、プールの加熱等に利用する。



○その他新エネルギー活用型

・風力発電

屋上等に風車を設置して、発電した電力を活用する。

・地中熱利用

地中に埋設した換気用チューブ等に空気などを循環させて熱交換する。

・バイオマス熱利用

間伐材などの生物資源(バイオマス)を加工し、暖房や温水プールのボイラー、ストーブ等の燃料 として活用する。

• 燃料電池

LPガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させ、水ができる過程で発生する電気を利用する。

- ・小水力発電 小さな河川等のわずかな落差を利用して発電する。
- ・雪氷熱利用

冬季に降り積もった雪や、冷たい外気によって凍結した氷などを、冷熱源として夏季まで保存して おき、冷房などに利用する。

○自然共生型

- ・建物緑化 建物の壁面や屋上の緑化を行う。
- ・屋外緑化校庭の芝生化やビオトープを設ける。

○木材利用型

・地域材等の利用内装等を木質化する。



図 木材利用型の例 (愛知県豊田市立寺部小学校)

○省エネルギー・省資源型

・雨水利用

建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、ろ過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用する。

- ・排水再利用 施設内で発生した排水をろ過処理して、トイレの洗浄水等に利用する。
- ・断熱化 複層ガラスや二重サッシ、断熱材等を使用する。
- ・日除け・ 成、ルーバー、バルコニー等を設ける。
- ・省エネルギー型設備

省エネルギー型の照明器具や空調設備を導入する。

・エネルギー・CO2管理システム

エネルギー消費等について、無駄の有無を点検し、効率的に管理するため、エネルギー消費量やCO 2排出量の実態を把握する。

○資源リサイクル型

・リサイクル建材の利用 廃棄材を再利用して作られた建材を使用する。

・生ゴミ処理設備 給食の残飯の生ゴミを減量化したり、堆肥化したりする。

○その他

・自然採光 トップライト、ハイサイドライトやライトシェルフを利用し、自然光を採り入れる。

・自然換気 吹き抜け等を利用し自然換気を行う。

4. エコスクールに関係する文部科学省の支援措置

1) 対象

エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省の支援措置(単価8%加算)の対象は、ZEB Ready が達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となる。

OZEB Ready を達成する事業

・ZEB Ready の定義(引用」環境省 ZEB PORTAL)

定性的な定義: ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

定量的な定義: 再生可能エネルギー*を除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

○脱炭素先行地域の学校

「地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素 実現会議決定)に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

○脱炭素先行地域以外の学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

・『ZEB』の定義(引用」環境省 ZEB PORTAL)

定性的な定義:年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

定量的な定義:以下の①~②のすべてに適合した建築物

①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減(再生可能エネルギー*を除く)

②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減(再生可能エネルギー*を含む)

※一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して 算出する。なお、再生可能エネルギー設備及び OA 機器等(その他一次エネルギー消費量)を除く。 ※基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標である BEI(Building Energy Index)として算出する。

- 5. エコスクールに関係する他省庁の支援措置(令和4年度)
- ●農林水産省

○林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

木造公共建築物等の整備

地域材を利用した木造による新築、新築する施設又は既存施設の木質化。

(ただし、公立小中学校の校舎本体の木造による新築については、事業の対象外)

【補助率】

木造化事業:対象事業費の15%以内(CLT等の先進的技術活用するものは1/2以内)

木質化事業:対象事業費の1/2以内、ただし建築工事費の3.75%を超えないこと

●国土交通省

○サステナブル建設物等先導事業

·省CO₂先導型

省エネ・省 CO_2 技術による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建設物のリーディングプロジェクトに対して支援。

【補助率】補助対象工事の 1/2 以内

・木造先導型

再生可能な循環資源である木材を使用した住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して支援。

【補助率】

(調査設計費) 先導的な木造化に関する費用の 1/2 以内

(建設工事費) 木造化による掛増し費用の 1/2 以内

O既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)

躯体の省工ネ改修工事・高効率設備への改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援。

【補助率】補助対象工事の 1/3 以内

●環境省

〇地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推 進事業

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により 災害等発生時に業務を維持するべき施設に、平時の温室効果ガスの排出削減に加え、災害時にも エネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

【補助率】 2/3、1/2、1/3

O建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

・新築建築物の ZEB 化支援事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(市役所、 役場庁舎、公民館等の集会 所、学校等)及び自然公園内の業務用施設(宿舎等)において、停電時にもエネルギー供給が可能となる ZEB に対して、その実現に資する省エネ・省 CO 2 性の高いシステムや高性能設備機器 等を導入する費用を支援。

【補助率】 事業ごとに異なる

・既存建築物の ZEB 化支援事業

地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し、ZEB(年間 の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物)の実 現に資する省エネ・省 CO 2 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援。

【補助率】 事業ごとに異なる

〇建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業

・レジリエンス強化型 ZEB 実証事業上記内容と同様。

〇地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援。

(再工ネ設備の導入に加え、再工ネ利用最大化のための基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等) や省 CO2 等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象)

・脱炭素先行地域づくり事業

【補助要件】 脱炭素先行地域に選定されていること 等 【補助率】原則 2/3

4-2-2 エコスクール以外の各省庁の支援措置について

●文部科学省

(公立学校の施設整備について、施設助成課が所轄している補助事業)

〇公立学校施設整備費負担金

〔負担金の趣旨〕

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部 における校舎・屋内運動場(体育館)等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担 することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保します。

〔負担割合〕

原則:1/2

※地域や事業内容によって特例もあります。

〔根拠法等〕

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条

○学校施設環境改善交付金

〔交付金の趣旨〕

公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。

〔交付額の算定〕

交付金の金額の算定は、施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額 (※)に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ないほう の額の総和に事業費を加えた額を予算の範囲内で交付します。

(※配分基礎額…配分面積×配分単価)

[根拠法等]

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条、学校施設環境改善交付金交付要綱

事業名	算定割合(原則)	事業の内容					
	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水 想定区域内の移転又は高層化を要する建物等					
改築	1/2(嵩上げ)	Is 値(※)が 0.3 未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの					
	1/2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転 促進事業に関連する学校建物の高台移転等					
地震補強	1/2(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is 値 0.3~0.7 未満)					
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is 値 0.3 未満)					
長寿命化 改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、 現代の社会的要請に応じる改修					
大規模 改造	1/3	老朽化に伴う改修、既存施設の学校建物の改修(老朽改修 (令和4年度まで)、トイレ改修、空調設置、障害児対策 (算定割合1/2) 等)					
統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存施設の改修					
特別支援 学校	1/2(新増築) 1/3(改築・改 修)	新増築(幼稚部・高等部)、改築、大規模改造、特別支援学 校の用に供する既存施設の改修(令和 2 年度から令和 6 年度 に行われるものは、算定割合 1/2)					
防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化 (非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難 所指定校への自家発電設備の整備 等)					
学校給食 施設	1/2(新増築) 1/3(改築)	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施 設の整備					
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 (太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備)					
その他	1/3	屋外環境(グラウンド等)、木の教育環境、学校プール、高 校の産業教育施設、社会体育施設等の整備等					

[※] Is 値(構造耐震指標):建物の耐震性能を表す指標。Is 値が大きいほど耐震性が高い。

●総務省

〇公共施設等適正管理推進事業債(R4~8年) ①集約化・複合化事業

平成 29 年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

〔対象施設〕

【建築物(公民館等)】

・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業

【非建築物(グラウンド等)】

・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約 化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

〔充当率〕:90%

〔交付税措置率〕:50%

●国土交通省

O社会資本整備総合交付金

国土交通省所轄の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成22年に創設されたもの。

〔対象スポーツ施設〕:野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、乗馬場など、その他これらに類するもの(都市公園法施行令より)

〔補助率〕:現行の法律等において補助率の規定がある場合はそれを適用。対応する法律等が無い場合は1/2

●経済産業省

〇電源立地地域対策交付金

発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進、地域住民の福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図ること目的として、都道府県、市町村等に対し交付される。

〔対象スポーツ施設〕: 体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準じる施設

〔補助率〕:発電用施設の設備、運転状況に応じ交付限度額を決定。充当額は市町村が判断

第5章 基本設計受託者選定の方針

整備される中学校は市民の資産として質の高さが求められると同時に、学生にとって安全かつ安心できる最適な教育環境とするため、精緻かつ独創的な設計を必要とする。このことから、設計者の想像性、技術力、経験等を適正に審査の上、業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要となる。また、解体と建築を同時に進める必要があることから、学習環境に配慮した工程が求められる。このため、設計業務委託料の多寡によって設計者を選定するのではなく、設計者の保有する資格、技術提案における業務実施方針及び手法を評価して設計者を選定するプロポーザル方式を採用するものである。

また、一般的にプロポーザル方式には、広く多くの事業者から提案を募る「公募型」と発注者が選定する限られた事業者から提案を募る「指名型」とがあるが、競争性及び公平性を一層高める観点から「公募型」とする。